

（問 題 紙）

以下の文章を読み、設問に答えなさい。

1. 愛知県名古屋市に住む派遣社員である甲(=38歳女性)は、実の母親A(=75歳女性)が要介護者であったことから、帰宅後も介護をしなければならず、悲愴な毎日を送っていた。Aは、2015年4月6日に脳溢血で倒れ左半身不随となっていたが、最近ではさらに重度の認知症を併発していた。なお、2015年4月6日の時点で甲の父親は他界しており、甲には兄弟はいなかった。
2. 疲労困憊していた甲の唯一の日課は名曲喫茶「N」に赴くことであった。2017年4月4日、甲は音楽大学の専任講師であった乙(=32歳男性)と出会った。甲は、名曲喫茶「N」で乙と話をしたが、乙が新進気鋭の作曲家であり、海外の有名な音楽大学に留学をする予定であること、2016年に音楽賞を受賞したこと等を乙から聞いた。お互い独身であった甲と乙とは意気投合し、次第に恋仲になっていった。
3. 2017年10月26日、甲は乙から渡米する旨の話を聞いた。甲は乙に別れ話をしたが、乙はこれを拒否し、さらには「あんな母さん捨てちまえよ。俺と一緒にアメリカで楽しく暮らそうぜ。介護で大変だったんだから、君はこれ以上嫌な思いはしなくていいさ。俺も手伝うからさ」と言った。甲は、乙の考えを聞くうちに、この際、Aを比較的安全な場所に捨てて、さしあたり乙と関東に引っ越してその後渡米するのも良いと考えるようになった。甲と乙は話し合い、翌日午前11時頃にAを山奥の登山道に捨てることにした。
4. 2017年10月27日午前10時頃、乙は、Aを抱きかかえて甲の運転する自家用車に収容し、乙自らも同車助手席に乗車し、甲は同車を運転して、山奥の登山道付近まで辿り着いた。同日午前11時頃、助手席に乗っていた乙はAを再び抱きかかえ、公道から約50メートル入った当該登山道にAを捨てた。甲は公道上に停車した同車の運転席で乙が戻ってくるのを待っていたが、戻ってきた乙から全て首尾よくいったことを聞いた。甲と乙は「あの登山道は頻繁に登山者が通るので、十中八九Aは救助されるだろう」と考えて、そのまま関東へと向かった。
5. 2017年10月27日の午後5時頃、Aは登山者の丙(=51歳男性)により救助され、丙の自家用車に収容されたが、同日午後6時半頃、丙は運転操作を誤って当該自家用車ごと崖下に転落し、Aは丙ともども同日午後7時頃死亡した。

設問Ⅰ 甲の罪責を論じなさい。

設問Ⅱ 乙の罪責を論じなさい。

（問題紙）

以下の文章（フィクション）を読み、【設問】に答えなさい。

A県憲法を守る会（以下「X」という。）は、Y市長の管理に属するY市庁舎前広場（以下「本件広場」という。）において「憲法施行〇〇周年集会」（以下「本件集会」という。）を開催するため、Y市庁舎等管理規則（以下「本件規則」という。）6条1項所定の許可を申請した。

本件広場は、Y市の本庁舎に係る建物の敷地の一部であり、当該建物のすぐ西側に位置している。また、本件広場は、壁や塀で囲われていない平らな広場であり、屋外ステージ屋根、移動式ステージを備えた人工芝の広場となっている。広場西側には「いこいの広場」との銘板が道路に向けて設置されており、Y市のホームページにおいて、本件広場は「中心部の『にぎわいづくり』の空間」として、「市内中心部のまちの魅力を高めていく」ものとして位置づけられている。

本件広場においては、クリスマスマーケットや平和運動行進の出発式など、本件規則6条1項所定の許可がされた上で様々な催し物が開かれている。X自身も、以前に、本件規則5条12号（以下、「本件規定」という。）に該当する行為をしないことを前提として同項所定の許可を受けた上で、本件広場において、本件集会と同様の規模、態様により、いわゆる護憲集会を開催している。

Xは、2023年△月□日、憲法（特に9条）を守るなどの目的で本件広場において本件集会を開催するために、本件規則6条1項所定の許可を申請したところ、Y市長は、本件規定に該当するとして、不許可処分（以下、「本件処分」という。）をした。

Y市庁舎等管理規則

1条 庁舎等の管理に関し必要な事項を定めることにより、庁舎等の保全及び秩序の維持を図り、もって公務の円滑な遂行に資することをその目的とする

2条 本件規則において「庁舎等」とは、Y市の事務又は事業の用に供する建物及びその附属施設並びにこれらの敷地（直接公共の用に供するものを除く。）で、Y市長の管理に属するものをいう。

5条 何人も、庁舎等において、同条各号に掲げる行為をしてはならない。

……

2号 拡声器を使用する等けん騒な状態を作り出す行為

3号 旗、のぼり、プラカード、立看板等を持ち込む行為

……

12号 特定の政策、主義又は意見に賛成し、又は反対する目的で個人又は団体で威力又は氣勢を他に示す等の示威行為（「本件規定」）

……

14号 同条1号から13号までに掲げるもののほか、庁舎管理者が庁舎等の管理上支障があると認める行為

6条

1項 庁舎管理者は、本件規則5条1号から7号までに掲げる行為について、Y市の事務又は事業に密接に関連する等特別な理由があり、かつ、庁舎等の管理上特に支障がないと認めるときは、当該行為を許可することができる。

……

4項 上記許可を受けようとする者は、あらかじめ所定の様式による申請書を提出しなければならない。

【設問】

Xは、本件処分を憲法違反だと考えている。Xはどのような憲法上の主張をするかを論じなさい。

（問題紙）

以下の文章を読み、設問に答えなさい。

P株式会社（以下「P社」という）は、取締役会設置会社であり、監査役設置会社である。また、P社は、種類株式発行会社ではなく、定款に株券を発行する旨の定めがある。また、P社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月末日までの年1期とする。

P社の定款には、「当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする」旨の定めがあるが、「当社の発行する株式の譲渡による取得については、取締役会の承認を受けなければならない」旨の定めはない。

P社の株式を1万株所有するAは、2023年1月20日に同株式をBに譲渡し、Bに株券が同日に交付された。Bは、名義書換を失念したため、2023年3月31日におけるP社の株主名簿には、Aが1万株の株主として記載されている。

P社は、AがP社の株主であることを争い、2023年6月に開催された定時株主総会（以下「本件株主総会」という）の招集通知をAに対し行わず、Aに議決権行使をさせなかった。

設問1

株券が発行されている会社における株主名簿への名義の記載の効力を説明しなさい。

設問2

下線部の制度を何と呼ぶか。また、このような定款記載がある会社において、譲受人が当該日に名義書換未了であるとき、当該日の株主名簿上の名義人を権利を行使できる株主として取り扱わないことができるか。

設問3

P社は、2023年5月1日、新たに株式を発行した。同日に当該株式を取得したCに本件株主総会において議決権を行使させることはできるか。

設問4

Aは、2023年7月、株主総会決議取消しの訴えを提起した。この訴えは認められるか。

（問題紙）

以下のⅠおよびⅡに解答しなさい。

*設問には、現行法に基づいて解答すること。

*解答の順序は問わないが、大問番号（ⅠまたはⅡ）および設問番号を明記すること。

*解答紙は、大問ごとに分けて用いること。（解答紙が不足する場合は、監督者に申し出て、解答紙を追加してください。）

Ⅰ 以下の文章を読んで、〔設問1〕および〔設問2〕に答えなさい。（なお、各設問はそれぞれ独立している。）

Aは、複数の不動産を所有しており、これらの不動産の賃貸および管理を数年前からBに任せてきたが、徐々にBの仕事ぶりに不満を感じるようになった。そこで、Aは、Bとの話し合いの末、2022年12月末限りでAB間の委任契約（以下、「本件委任契約」という。）を解消した。その当時、Bは本件委任契約の解消について表立って抗議をすることはなかった。

ところが、本件委任契約の解消に不満を覚えたBは、Aに一泡吹かせてやろうと考え、2023年6月、「Aは、Bに甲土地の売却に関する一切を委ねる」旨の委任状（以下、「本件委任状」という。）を偽造し、A所有の甲土地を隣地の所有者であるCに売却してしまった。甲土地は、Bが賃貸・管理をしてきた不動産の一つであったため、Bは、甲土地の見廻りの際などにCと世間話をする関係にあった。そのため、Cは、BがAから不動産の賃貸・管理を任されていると認識していたが、2022年末にAB間で本件委任契約の解消があったことや、本件委任状が偽造されたことは知らなかった。なお、甲土地の市場価格は3000万円であるが、BがCに「Aが売り急いでいるので値引きできる」などと述べて交渉した結果、代金は2500万円とされた。

〔設問1〕 Cは、Aに対して、2500万円の代金支払いと引き換えに、甲不動産の明渡しおよび登記の移転を請求することができるか。

〔設問2〕 Cは、Bに対して、どのような責任を追及することができるか。

Ⅱ 以下の文章を読んで、〔設問1〕および〔設問2〕に答えなさい。

Xは、妻子がありながら、2020年頃からYと愛人関係にあった。Xは、近いうちに妻とは離婚し、結婚するつもりであることをYに告げ、Yが働いていた美容室をやめさせた。

2021年4月、Xは、Yとの愛人関係の継続を目的として、Yが居住しながら美容室を営むことができるように、自己所有の土地に建物（以下、「本件建物」という。）を建築し、未登記のままYに贈与した。同年8月以降、Xは、本件建物にYを住まわせて美容室を営ませながら、ときおりYを訪ね、愛人関係を継続していた。

ところが、2022年後半頃から、XYの関係は不和となっていた。

Xは、Yに対して、所有権に基づいて本件建物の明渡しを求めた。また、Xは、本件建物につき、自己に有利になるように、自己名義の所有権保存登記を経由した。

〔設問1〕 Xの明渡し請求に対して、Yはどのような反論をすることができるか。

〔設問2〕 最終的に、本件建物の所有権はX、Yのどちらにあると考えられるか。

以上